

計画手続の迅速化と市民参加の機能に関する考察

——ドイツにおける新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて——

長谷川 福 造

- 一 序説―行政計画と本稿の位置づけ
- 二 二〇二〇年までのドイツにおける計画手続の変遷と概要
- 三 計画保証法による新型コロナウイルス感染症への対応
- 四 計画手続への市民参加に関する考察―ドイツでの議論と今後の展望

一 序説―行政計画と本稿の位置づけ

令和二年三月一日に世界保健機関（World Health Organization: WHO）がパンデミック宣言を出して以降、国内外における様々な局面で、新型コロナウイルス感染症^①（COVID-19）への対応が迫られた。この二年半の間、行政活動に關する法律制度や仕組みの改変も多岐にわたっている^②。筆者は、前稿で行政計画の策定手續に關して、ドイツの制度設計を踏まえて考察したが^③、ドイツにおける行政計画の仕組みは、感染症対策の一環で法改正を伴うかたちで改定されてきた^④。

また、我が国においても、行政のデジタル化と歩調を合わせて市民参加の制度設計にも変化が生じており、この変化は行政計画の策定手續とも連動している。現代の複雑なリスクに対応していくため、行政各部、地方公共団体、企業や業界団体、そして多様な国民の行動を一定の方向に制御していく上で、計画という執政作用の発動が不可欠という見解も近時示されている^⑤。この見解では、個人と多様性の尊重と国家自身の機能維持を国家の課題と捉えて、自由国家から福祉国家への流れの次の潮流を展望し、計画による制御を重視している。行政計画の果たす役割は今後も拡大し、法学的分析も重要となる。

このような現況を踏まえて、本稿では、主に二〇一八年以降のドイツの制度改定と新型コロナウイルス感染症対策の状況を分析するとともに、日本の行政計画策定手續の今後を見据えた法学的考察を行っていく。

二 二〇二〇年までのドイツにおける計画手続の変遷と概要

1 一九九〇年代から二〇一八年までの三つのフェーズ

一九九〇年一〇月三日のドイツ再統一 (Wiedervereinigung) から二〇一八年一月の交通分野における計画手続と認可手続の迅速化のための法律 (Gesetz zur Beschleunigung von Planungs- und Genehmigungsverfahren im Verkehrsbereich)⁽⁶⁾ までの制度の変容については既に考察した⁽⁷⁾。近時ドイツでは、この変容を三つのフェーズに区分した分析が広がっている⁽⁸⁾。第一フェーズは、一九九一年一二月の交通網計画迅速化法から一九九六年九月の認可手続の迅速化のための法律制定までの間、計画手続のスピードアップが図られた時期である。しかしその後、二〇〇六年一二月のインフラストラクチャー計画迅速化法からシュトゥットガルト21を巡る潮流の変化を受けて、二〇一三年五月に公衆参加の改善と計画確定手続の統一のための法律が成立した。このように早期の充実した市民参加への転換が、第二フェーズである。そして、第三フェーズとなるのが、二〇一八年の一連の法改正による手続の迅速性確保である⁽⁹⁾。この改正では、連邦遠距離道路法⁽¹¹⁾、一般鉄道法⁽¹²⁾、及び連邦水路法の計画確定手続において、更新建設工事 (Ersatzneubau) のための「変更 (Änderung)」の用語が明確化された⁽¹⁴⁾。また、連邦水路法で既に知られていた「暫定的命令 (vorläufige Anordnung)」の手段が、連邦遠距離道路法と一般鉄道法に導入された⁽¹⁵⁾。

この第三フェーズにおける迅速化の推進に対しては、関係する住民の意見を聴取することなくゲマインデの意見に基づいて暫定的命令を発出できることは、法的保護の観点から容認できないなどの厳しい批判があった⁽¹⁷⁾。また、手続の簡素化の利点に着目し過ぎると討議期日 (Erörterungstermin) の時間的優位性を平準化する恐れがあり、一般市民

を組み入れることは基本的に透明性向上に適うことを無視できない。そして、民主主義は反対意見によって発展するのであり、最後の一人まで全てが同意することが受容 (Akzeptanz) なのではなく判断が受け入れられることに意義がある。計画手続は国民の抵抗を打破するためではなく、こうした受容と迅速な手続の間の緊張関係に最適なバランスを持たせる存在である。したがって、討議期日の放棄は、関係者がいかなる状況下でも建設的な議論をする意思がなく、プロジェクトを阻止する意図が明らかの場合に限られるべきという見解もあつた。そして、利害関係者の懸念を考慮し、経済福祉という目標を実現するためにインフラの前提条件を整えていく必要があるとも指摘されていた。¹⁸⁾

しかしながら、例えばバート・エーンハウゼンの北部バイパスの事例では、一九七八年八月一五日に最初の計画承認の申請が出されてから計画承認まで四〇年掛かるなど、スピードアップを図る制度の重要性は依然として高かつた。²⁰⁾ また、計画法上の前提条件を充足し、公共調達法 (Vergaberecht) の適用を経て具体的なプロジェクトが実施されるというハードルを踏まえ、重要なインフラ計画の実施が遅れることは「拠点としてのドイツ」の経済的繁栄にとってリスクを伴うとされた。²¹⁾

2 二〇一九年からコロナパンデミックまでの法改正

このような議論が展開した第三フェーズを経て、ドイツにおける主要なインフラプロジェクトの実施を迅速化することは、なおも政治的議論の焦点となつていった。²²⁾ そして、手続の合理化への勢いが、二〇一九年一月の法改正案²³⁾の提出と、翌年三月の二つの新たな法律で具体化するに至つた。²⁴⁾

この新法制定は、交通分野における計画手続と認可手続の更なる迅速化のための法律 (Gesetz zur weiteren Beschleunigung von Planungs- und Genehmigungsverfahren im Verkehrsbereich [交通計画手続の更なる迅速化法])²⁵⁾ 及び交通分野

における措置法による建築権の創出の準備のための法律 (Gesetz zur Vorbereitung der Schaffung von Baurecht durch Maßnahmen-gesetz im Verkehrsbereich (Maßnahmen-gesetzvorbereitungsgesetz - MgvG) [措置法準備法]⁽²⁶⁾) から構成されている。

外郭法律 (Mantelgesetz) である前者において、連邦遠距離道路法、一般鉄道法、鉄道と道路の交差に関する法律 (〔鉄道交差法〕EKrG)、及び旅客輸送法 (PBefG) が改正された。この新法の目的は、交通インフラプロジェクトの計画と承認の手續を更にスピードアップさせることである。これにより、道路、線路 (Schiene) および旅客運送についての更新建設工事のための手續が簡素化された⁽²⁷⁾。この交通計画手續の更なる迅速化法は、地方自治体 (Kommune) の財政的負担を軽減し、鉄道網への投資を促進させることを目的としている。例えば、鉄道交差法の改正により、連邦鉄道が地方自治体の道路を横断する場合の費用分担が定められ、連邦政府が二分の一、連邦鉄道が三分の一、交差箇所が位置する州が六分の一を負担する⁽²⁸⁾。これにより、リスクや交通負荷が高い踏切をより迅速に無くしていくための推進力を提供することができる⁽²⁹⁾。また、鉄道用事業施設に関して、施設の平面図が大幅に変更されない限りは計画承認の対象から除外する旨の一般鉄道法の改正も行われた⁽³⁰⁾。大幅な変更の有無については、量的のみならず質的にも評価され、第三者の出資が追加される場合などには大幅な変更⁽³¹⁾に該当することになる。

他方、措置法準備法は、CDU/CSUとSPDの間の連立協定に基づいて制定されたものであり⁽³²⁾、二九の交通インフラプロジェクト⁽³³⁾に関して、立法府の意思決定権限を提供している。すなわち、政府と行政機関の主導と準備に基づいて、問題が法律によって規制されるのに適した性質であるという条件で、立法府が法律による計画を制定することが可能となる⁽³⁴⁾。この法律の目的は、行政行為の代わりに法律によって交通インフラストラクチャーの新築又は拡充及び変更を承認できるようにするための手續を創設することである (一条)。これにより、環境に親和性のある交通

手段である鉄道と水運の迅速な計画実現を促進し、連邦議会が承認の決定を引き受けることで住民の受容 (Akzeptanz) を向上させることに繋がる³⁵。新たな制度の幹となるのは、計画を承認する各種の法律に向けた準備手続の精密な実施である (四条)。この準備手続では、早期公衆参加 (Frühe Öffentlichkeitsbeteiligung) と意見聴取手続 (Anhörungsverfahren) を経た上で、管轄の連邦鉄道庁 (Eisenbahn-Bundesamt) 、水路・水運総局 (Generaldirektion Wasserstraßen und Schifffahrt) 又は連邦遠距離道路庁 (Fernstraßen-Bundesamt) が最終報告書 (Abschlussbericht) を作成する。最終報告書は、措置法の制定に必要な附属書類とともに連邦交通デジタルインフラ省に送付される (八条一項一文)。この最終報告書は、立法府が可能な限り全ての公的及び私的利益を十分に考慮し、それらを相互に比較検討し適切な決定を下すことができる立場に置くことを目的としている³⁶。このことは、同条三項が、ドイツ連邦議会の決定を先取りしないかたちで最終報告書を作成しなければならず (三文)、議会が固有の審議を行うことが可能な限りの余地を残さなければならぬ (四文) と定めていることと対応する。他方で、申請のあった計画を措置法によって推進することが適切でないと管轄の各機関が判断した場合、その旨が連邦交通インフラ省に送付され、関連する個別法に基づいて計画承認手続が進められることとなる (七条二項一文)³⁷。措置法準備法二条各号が定めるプロジェクトのうち、例えば、ミュンヘンからミュールドルフを経由してフライラッシングに至るまでの鉄道路線 (二号) については、欧州鉄道回廊 (TEN-Netzkorridor) の重要部分でありドイツとオーストリアの国際的なルート接続に影響を与えることから、憲法裁判所の審査にも耐え得ると考えられている³⁸。

この措置法準備法が一般市民の参加に重点を置いていることは、計画のプロセスにおいて望ましいものとして評価する見解がある³⁹。その一方で、必要とされるその他の計画承認手続の一部と立法手続を組み合わせることで計画手続

が加速されるとしても、法的保護の低下の問題は無視できないと指摘されていた⁽⁴⁰⁾。さらには、ドイツの立法府にとって望ましくない環境法保護の領域が発展することを抑止し、保護団体主導の訴訟審査を抑制しようという動きに見えるとの指摘もあった⁽⁴¹⁾。また、連邦参議会 (Bundesrat) は、法的手続を短縮することによって意図される加速効果がどこまで実現するか注意を要するとした。そして、計画承認手続が、影響が生じるあらゆる利害を天秤に掛けて法的安全を保護する決定を下す機能を持つことに鑑み、関係する地域住民の受容を拡大させ得るか疑問であるとして⁽⁴²⁾いる。実際上の手続短縮効果に関して、立法過程における法案化と審議には一定の時間が掛かること、立法による計画策定は行政機関と民間事業者が対応し得るだけの厳格な計画準備なしには実現不可能であることから、従来の制度枠組みと比較してどこまでスピードアップできるか不透明であるとも指摘された⁽⁴³⁾。

だが、二〇三〇年までにドイツ国内の法曹 (Jurist)⁽⁴⁴⁾ の約四割が職を離れ、一万人以上の裁判官と検察官が退職すると予測される一方、法曹界に入る若手は減少している⁽⁴⁵⁾。そのため、手続の長期化の問題は、行政当局や行政裁判所の人員と設備の改善だけでは解決できないとの見解もある⁽⁴⁶⁾。こうした現実を踏まえて、法的保護の低下を政治的責任の拡張によって引き受けるべきとする考え方も生まれている。選挙によって選ばれた国民の代表者が、プロジェクトの実施に責任を持つ⁽⁴⁷⁾という趣旨である。このコンセプトを拡げていくと、より早い市民参加の段階においても政治的意思決定者が関与すべきとの考えにも繋がり得ると解される。

三 計画保証法による新型コロナウイルス感染症への対応

1 計画保証法の背景となる議論

計画迅速化 (Planungsbeschleunigung) という魔法のような概念がインフラ整備において大きな地位を占めていた⁽⁴⁸⁾ イツであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大と予防対策の広がりには、計画と承認に関するプロセスに対して新たな課題を突き付けた。ドイツでは、二〇二〇年二月末に流行の兆しが現われ、同年三月九日に国内の感染者数が一〇〇〇人を超えた。同月一二日には、可能な限り社会的接触を避ける旨のガイドラインが制定され⁽⁴⁹⁾、同月二二日、ウイルスの更なる拡散を防止するため、連邦政府と各州政府の間でドイツ全土における統一的な社会生活上の接触制限措置について合意が成立した⁽⁵⁰⁾。その一方で、感染症のパンデミックが広がるにつれて、市庁舎や役場が閉鎖され、人々の公共的アクセスに重大な制約が課せられるようになった⁽⁵¹⁾。

「このウイルスは、過去二〇〇年間に経験した中で最も過激な減速剤 (der radikalste Entschleuniger) である」という指摘⁽⁵²⁾に象徴される状況の中で、法的保護の確保への模索が始まった⁽⁵³⁾。特に、接触制限の中で法的誤りのない (rechtsfehlerfrei) 意思決定をどのように実現していくかが問題となった⁽⁵⁴⁾。連邦イミシオン防止法 (Bundes-Immissionsschutzgesetz - BImSchG)⁽⁵⁵⁾ における市民参加手続に関しては、法律上定められた参加手続の実施が困難になる可能性が早くから指摘されていた。この指摘の概要としては、公衆参加 (Öffentlichkeitsbeteiligung) に関する法律上の規律は人と人とが無制限に接触できるといふ通常の社会的状況においてのみ適合するのであり、パンデミックのような特別な例外的状況では規律に空白が存在することになる。これを解決するための方策の一つとして、体系化された

(kodifizierte) 法的考え方の適用が挙げられる。すなわち、一方では有効な公衆参加の要請 (Gebot) が、そして他方は手続の迅速な実施が、可能な解決策の限界を示している、というものである。⁵⁶⁾

これに関連する裁判所の考え方を見ていくと、例えば、二〇一四年三月二六日のバイエルン州高等行政裁判所の決定⁵⁷⁾によれば、インターネットでの告知は、ゲマインデの告知板 (Gemeinderat) を子細に吟味するのと比較して時間や移動の手間が省けるという利点があるとされる。それだけでなく、個別の関係者において、インターネットを使用するたびに又は自由に選択できる期間内に、公的機関のウェブサイトなどの一定のネットワーク提供を自動的に呼び出したり、ユーザーが指定した検索用語に基づいて自動的に応答するように、インターネットアクセスを設定することも可能である。これによって、関係者は合理的な方法で少なくとも日刊紙を読むのと同じ信頼性で公式発表の情報を得ることができるとされた。

また、二〇一九年三月七日のバーデン・ヴュルテンベルク州高等行政裁判所の決定は、このバイエルン州高等行政裁判所の判決を指摘した上で、同時に地元の (ortlich) 日刊紙で示されている限りにおいて、インターネット上でのイミシオン防止法上の認可 (Genehmigung) の発表も許容されている。こうした裁判例の潮流は、法の支配のもとで自らの責任において行政手続に参加する「責任ある市民 (mündiger Bürger)」の役割を重視するものと評価されている。そして、一連の裁判所の考え方を基盤に、少なくとも電子通信メディアを利用することで個別的な市民参加の最初のステップが実現できるという考え方が、早くから示されていた。⁵⁹⁾

2 計画保証法の概要

そうした情勢の中、各種の行政計画における討議手続や公聴会において市民参加を確保するために行われた法整備

が、COVID-19流行時における秩序ある計画手続と認可手続の保証のための法律 (Gesetz zur Sicherstellung ordnungsgemäßer Planungs- und Genehmigungsverfahren während der COVID-19-Pandemie (Planungssicherstellungsgesetz - PlanSiG)〔計画保証法〕)である⁽⁶⁰⁾。この法律は、新型コロナウイルス感染症の流行によって多くの重要なプロジェクトが停滞したり、あるいは失敗したりしないようにすることを目的としている。特に、住宅建設、気候保護、及びエネルギーと交通の設備更新の分野を含めた、重要な民間投資と公共投資の実施が遅れることを防止している⁽⁶¹⁾。連邦議会⁽⁶²⁾は、時間的制約から個別の法律を改正することを意図的に控えて「外郭法律 (Mantelgesetz)」として計画保証法を制定した⁽⁶³⁾。ドイツ全土で課せられた外出制限と接触制限のために、各州のみならず民間企業も、行政手続の実施が困難であることが指摘された。その問題は、とりわけ市民参加の一環である申請書類の公開に関するものであった。それとともに、官庁や役所が利用できる人的資源に制約があることも、問題解決の困難性を加速させていたのである⁽⁶⁴⁾。計画承認手続を巡っては、夜間外出の制限や身体的距離を遵守する義務を考慮して文書へのアクセスをどのように保証するか、庁舎内の執務室の外での供覧は可能なのか、接触制限がある中ですべての法的要件が充足されるように手続をどのように整理すべきかといった問題点が指摘された⁽⁶⁵⁾。

このような問題点と背景を受けて新法は、パンデミック下の困難な状況においても、計画承認の手続と一般市民が参加する特別な意思決定手続が適切に実行されることを意図した。インターネット経由での情報アクセスやオンライン会議の実施を支える根拠として機能する役割が与えられたのである⁽⁶⁶⁾。たしかに、現行法の解釈のみによって、個別法の特定の分野における公衆参加の手続を現下の状況とこれに関連する制限に適合させることは検討し得た。しかし、このようなやり方は著しい法的不確実性を伴う。例えば、基礎資料のデジタルでの公開は、個別法における申請文書

の物理的な提示を補うものとしてしか規律されていなかった。さらに、感染症の拡大は、もはや単なる短期的な例外的状況ではなく、長期にわたる行動制限の維持が必要になることも想定された。そこで、行政手続法だけでなく建築計画 (Bauleitplan) や空間計画 (Raumordnung) の手続に関して、プロジェクトの承認と計画の策定に十分な法的確実性を作り出すために法改正が必要であるとされたのである⁶⁷⁾。

計画保証法が適用されるのは、全部で二四の法律である(一条)。代表的なものとしては、環境影響評価に関する法律、連邦イミシオン防止法、建築法典、エネルギー産業法、連邦鉱業法、及び原子法が挙げられ⁶⁸⁾、前述の交通分野における措置法準備法も対象となっている(一条二四号)。適用対象の法律に基づく手続において、慣習的(ortsüblich) 又は公的な告示が義務づけられ、これに適用される規則が公的掲示板 (Amtstafel) への公告又は閲覧に供することを規定している場合、その公告又は供覧はインターネット上での告示の内容の公表に置き換えることができる。この場合、さらに官報又は地元日刊紙に少なくとも一度告示を行うことが必要となる(二条一項)。そして、インターネットでの公的告示を規定する行政手続法二七 a 条一項二文及び同条二項は、インターネット上の公表に対して適用される(二条二項)。

また、基礎資料と決定の公開に関しては、対象となる法律において必要とされる事項をインターネットにおける公開に置き換えることが可能となった(三条一項)。ただし、事業主体 (Vorhabenträger) は、許可なく営業上及び取引上の秘密を開示しないことを請求する権利を有しており、これらの秘密事項や安全に関わる重要事項が危険にさらされる恐れがある場合、インターネットにおける公開に異議を述べることができるとされる(同条項四文・五文)。そして、事業者がインターネットにおける公開に異議を述べた場合、当局は、公開までの間手続を停止しなければならない

(同条項六文)。他方、一般市民は、これまでと同様に書面で賛否等の態度表明 (Stellungnahme) が可能である (四条一項)。当局によって記録される意見表明の提出は除外することができるが、この場合、所管する官庁は電子的な意見表明へのアクセスを提供しなければならず、情報公開の際に指示されなければならない (四条二項)⁽⁷⁰⁾。

そして、住民参加に関しては、五条が具体的な定めを置いている。この定めにより、討議期日 (Erörterungstermin)、口頭審理 (mündliche Verhandlung) 及び提案会議 (Antragskonferenz) をオンライン審議 (Online-Konsultation) に置き換えることが可能となった⁽⁷¹⁾。重要なのは影響を受ける人々が懸念事項を提示して話し合う機会であり、また必要に応じて決定の際に話し合いの内容を考慮に入れることである⁽⁷²⁾。なお、用語に関しては、オンライン会議 (Online-Sitzung) ではなく「Konsultation」を用いている。これは、英語の「meeting」としての会議 (Sitzung) ではなく、あくまでも「discussion」としての討議 (Erörterung) に重きを置いたものである⁽⁷³⁾。建設法典をはじめとする新法一条が定める個別の法律において、討議期日又は口頭審理の実施が裁量に委ねられている場面では、感染症の流行と蔓延のリスクを考慮に入れて実施するか否かを判断することができる (二項)。また、法定の手続で討議期日又は口頭審理の実施が義務づけられている場面では、オンライン審議で足りる (三項)。オンライン審議の進行については、住民参加の趣旨を実現するため、以下のような規律が設けられた。第一に、討議期日又は口頭審理に参加する資格のある者に対して、代替的なオンライン審議が実施されることが知らされなければならない、行政手続法七三条六項二文から四文までがこれに応じて適用される (三項)。第二に、各規制は計画承認手続に適用されるだけでなく幅広く網羅していることから「扱われるべき情報」として抽象的な指標化が必要となる⁽⁷⁴⁾。そこで、オンライン審議に際して、参加資格のある者に対して、討議期日や口頭審理で取り扱われるべき情報にアクセスできるようにしなければならないとされた。

この場合、多数人が物理的に会うことを避けるため、扱われるべき情報は例えばインターネット上でアクセス可能にされる。これらの情報は、参加資格のある者が利用可能な態度表明や異議、あるいは期日のために所管の官庁によって作成されたものから構成され、事業主体による態度表明も含まれる。⁽⁷⁵⁾そして、事前に示された合理的な期間内に書面又は電子的に態度表明する機会が与えられなければならない⁽⁷⁶⁾。このようにして、オンライン審議は、口頭でのやり取りを討議すべき事柄に関する態度表明や反対意見に置き換えるのである。また、参加資格のある者の同意を得た場合には、電話会議又はビデオ会議で代替することも可能である⁽⁷⁷⁾。そして、提案会議に関しては、所管の官庁が会議の開催に替えて書面又は電子的に態度表明する機会を与えることが可能とされた⁽⁷⁸⁾。

このように、計画保証法は、計画承認手続の進め方について選択肢を提供している。しかし、これによって通常の手続が廃止されることはなく、当局が計画保証法の定めるプロセスに沿って手続を進めていくかは、基本的に裁量に委ねられていると言える。しかし、立法者の意図を鑑みると、市民参加の従来の形態が利用できない場合には、裁量は制限されることになる⁽⁷⁹⁾。

3 計画保証法に対する評価と分析

計画保証法が立法された当初から多数の分析が行われていたが、例えば、重要な計画やプロジェクトで差し迫った停滞を防ぐ可能性を提供できるとして、好意的な評価があった。具体的には、パンデミック以前の交通分野における計画手続と認可手続の迅速化のための法律（二〇一八年）に至る経緯を引き合いに出して、政府や事業者サイドだけでなく関係する市民の中にも、法的なハードルが高いがゆえに重要な公共インフラプロジェクトが進んでいないことへの不満があると指摘し、スピーディーな計画承認を実装させる効果を期待する意見が挙げられる。⁽⁸⁰⁾これは、大規模

な計画プロジェクトにおいて、デジタル化による根本的な問題解決の提供として位置づけられている。それと同時に、完全な手続措置を全て省くのではなくオンライン手続に切り替えることが、市民の立場に立った受容の観点からも適切であるとの指摘もあつた。⁽⁷⁹⁾

また、「新しい日常 (neue Normalität)」としてのインターネット参加の到来を掲げる論者もいた。⁽⁸⁰⁾ 計画保証法によつて更新された規律は、危機に際しても市民参加を確保するのに十分である。パンデミックの時代には、ウイルス学者、政治家、裁判所のみならず他の意思決定者も、英雄的資質を持つていたとは限らない。まだほとんど知られていない新しいタイプのウイルスの拡散の不確実性は、あまりにも大き過ぎるのであり、「新しい日常」がどのように形成され、経済的・社会的発展へどのような影響があるかは将来的な課題であると、この論者は指摘している。

さらに、CDU/CSUのフィリップ・アムトール (Philipp Amthor) の「計画手続のデジタル化を見据えて、コロナの窮地から役立つものを得たい」という連邦議会での発言を踏まえ、デジタル化による手続の負担軽減への期待を述べる見解もあつた。⁽⁸²⁾ この見解は、危機における手続の停滞を防止・軽減することへの有用性を踏まえ、法的安定性の確保に主眼を置いている。特に、デジタルフォーマットは、参加プロセスの煩わしさを取り除き、更に多くの人々が参加することへ繋がる可能性があるとしている。そして、今後は、デジタルフォーマットを従来の物理的なフォーマットよりも優先することが合理的なのかを確認していくことが必要であると述べている。

このように、感染症の行先が不透明な中、インターネットでの市民参加に希望を見出す論調が多く見られる一方で、留意点や疑問点を示す論者もいた。例えば、公衆参加が計画承認手続の「核心部分 (Kernstück)」であることを前提⁽⁸³⁾ に、オンライン審議は公衆参加の権利を廃止又は縮減するための制度ではないと注意喚起する見解が挙げられる。⁽⁸⁴⁾ も

とより、制定までの時間的制約や感染症流行時の行政手続の必要性から考えて、教義上の浅薄性を粗探しすべきではないものの、インターネット上で通知・公告・参加手続を行う場面で、取引機密や企業秘密を保護しインフラの完全性を守るために必要なセキュリティをどのように確保するかという問題が生じる⁽⁸⁵⁾。また、立法者はインターネットの大規模かつ世界的な普及効果に内在する問題を既に認識しているにもかかわらず具体的な解決方法は示されず、その判断は関係当局の裁量に委ねられている⁽⁸⁶⁾。通常、自治体当局や州政府の中間的機関は、サイバーセキュリティを確保するために必要な専門知識や人材を必ずしも有しておらず、部分的であれ外部の専門知識を得なければならない点が課題とされている⁽⁸⁷⁾。

そのほか、どのような観点がいつ議論されるのかを関係者に明確かつ確実に伝達し、一般市民からの質問に対して専門家が確実に回答するように手続を運営することが信頼構築と納得に役立つことを念頭に置いて、オンライン審議を実施する機関が中立性を担保し、プロジェクトの事業主体の延長線上にあるかのように振舞わないことが重要であるとの指摘もあった⁽⁸⁹⁾。

こうした議論の推移を踏まえて、計画保証法の中核要素 (Kernel element) であるオンライン審議⁽⁹⁰⁾の規定が実際にどのように評価されているかを、次に見ていく。討議期日又は口頭審理に参加する資格のある者への情報提供 (五条三項) に関しては、事業主体のほか、異議申立人 (Einwender)、関係当局、態度表明を行った団体及び影響を受ける関係者が、広く対象となる。なぜなら、誰が計画の影響を受けるのかは実体的な基準、すなわち自己の権利又は法的に保護された利益が起業案によって影響を受けるか否かによって判断されるからである⁽⁹¹⁾。そして、オンライン審議の特徴は、この者たちの直接的なやり取りが無いという点にある。計画承認手続における情報の核心は、先行する公告手続

と参加手続で寄せられた態度表明と異議申立てである。立法者は、参加資格のある人々が基本的に正確な文面でこれらを利用可能であることを想定している⁹²。実際には、態度表明や異議をオンラインポータルやその他の電子的な方法によって元のままの形式で利用できる方式が原則として考えられる。しかし、オンライン審議は、結局口頭審理や討議期日に代わるものであるから、これらの手続で行われるようなテーマや主題の構造的整理を経た上で情報を公開することが望ましい⁹³。このように予め構造化された「審議書 (Konsultationsdokument)」によつて、議論すべきテーマについて口頭での討議に代替するものを作り出そうという立法者の意図は、十分に考慮されているといえる⁹⁴。

また、五条四項から明らかのように、オンライン審議の運用形態は、参加資格を有する者が提供された情報に対して書面又は電子的に意見表明を行うことを可能にするために設計されている。意見表明と反論をさらに連続させるという意味での、より広範な情報交換は法律上義務づけられてはいないが、意見表明のために設定される合理的な期間内である限り、審議手続の過程で複数の意見表明をすることは可能と考えられている⁹⁵。また、オンライン審議の期間は全体として合理的でなければならず、討議期日と同様に議論される事実上及び法律上の問題や寄せられる意見や異議申立ての数といった側面が、個別のケースで考慮されなければならない。そして、合理的な期間が経過した後にはオンライン審議は終了するが、手続を実施する当局は、終了後も審議の結果を調査する公共的義務の範囲内で、事業主体や関係当局から更に補足情報を得ることができるとはならない。なぜなら、オンライン審議の目的は、討議期日と同様に、決定に係る事実として慎重に考量されるべき関連事項 (Abwägungsbefange) を明らかにすることにあるからである⁹⁶。

また、実際にオンライン審議を運営する場面では、参加資格のある者だけがアクセスできるように適切な予防措置を講じることが重要となる。そのため、資格のない者を効果的に排除するための技術的な解決が何よりも必要である。

審議手続への関与について当局が把握している異議申立人や公認団体には、パスワードを付与することでオンライン審議の文書にアクセスできるようにすることができるとされている。あるいは、多くの人が参加する大規模な手続では、オンライン審議へ参加するにあたりIDカードのコピーなどの身元証明によって、事前に資格証明のチェックを行うモデルも考えられる。⁹⁷⁾

このように、審議手続のワークフローに関しては、実施当局の業務のかなりの部分が入念な準備と技術的な実現可能性の確保に割かれることが明らかである。このことは、行政実務にとって未知の領域を提示している。事業主体は、商取引慣習上の電子フォーマットで書類を提出することで手続の準備に協力することになる。また、実施当局の側で、態度表明と異議申立てを一覧表にして提供するなどの工夫も考えられる。⁹⁸⁾

こうした運用上の注意点を踏まえ、行政事務の負担増加、コストの追加、及び法的安定性の不足などの懸念が実際に指摘されている。しかし、実用化によるシナジー効果やデジタル化の進展のプロセスは行政分野にも広く到来するはずである。この新法での実施がパンデミックが収まった後も継続できるかどうかを、連邦政府が検討していることは歓迎すべきである。また、技術的に多くの人が取り残される懸念に関しては、二〇一九年時点で国内の全世帯の約九五パーセントが帯域クラス毎秒一六メガビットのブロードバンドを利用できていること⁹⁹⁾から払拭できると指摘されている。¹⁰⁰⁾ さらに、こうした多岐にわたる特質を持つ計画保証法を実験法 (Experimentiergesetz) であるとまで指摘する論者もいた。¹⁰¹⁾

直近の二年間の計画法領域における制度改定を踏まえて、二〇二〇年一月五日のミュンスター大学の空間計画中央研究所におけるシンポジウムでは、インフラプロジェクトの計画、承認及び実施における法的問題が取り上げられ

た。¹⁰² このシンポジウムの中で、計画保証法の機能と位置づけについても議論され、パンデミックにおける市民参加の確保を歓迎する意見や、市民が意思決定プロセスに可能な限り参加し通常の手続過程と同等になるよう、オンライン手続の実施に関する裁量を厳格にすべきという見解が示された。その一方で、オンライン審議の充実化に対して、インターネットを基盤とした一般的な公衆参加のための将来に向けた規律の青写真 (Baupause) を見出せるという指摘もあった。ただし、専門技術的な「認識の真空 (Erkenntnisvakuum)」の中で法が適用されることを防止するため、本権に関連する分野においては立法府による積極的活動が必要とも指摘された。¹⁰³

4 計画保証法の適用状況と問題点

計画保証法の適用実績について、例えば、ドイツ鉄道では二〇二〇年に約三〇の手続が停止するのを防ぐことができた。具体的には、騒音防止用の防音壁、鉄道高架橋、Sバーン計画、及び大規模プロジェクトにおける改修と再築に関するものである。また、公共事業では、カールスルーエ・バーゼル線とハーナウ・ヴェルツブルク・フルダ線の延伸、並びに北東バイエルン、ハノーバー・ビーレフェルト線及びホッフライン鉄道の改修などがあり、ビデオ会議や会議の一般公開の実績もあった。¹⁰⁴ こうした実績に基づき好意的な評価がある一方で、以下のような批判も示されている。すなわち、インターネットにアクセスできない或いはテクノロジーへの接触に不安を感じている市民の参加確保や公示請求の増加が懸念され、また、討議期日を文字だけの手続に置き換えることは議論の機会を放棄することになる等、オンラインでの不十分な審議が批判ポイントとして挙げられた。¹⁰⁵

四 計画手続への市民参加に関する考察―ドイツでの議論と今後の展望

1 投資迅速化法を巡る動き

ドイツでは、感染症の拡大に対応して計画承認への市民参加を確保する動きと並行するかたちで、二〇二〇年一月には、投資の迅速化のための法律 (Gesetz zur Beschleunigung von Investitionen (Investitionsbeschleunigungsgesetz)) [投資迅速化法]⁽¹⁰⁷⁾ が制定された。この新法は、二〇一七年に始まった立法期 (第一九期) にインフラ分野の計画承認手続を迅速化する一連の制度改定の流れが広がったことを受けて、投資の実行という側面から計画手続の促進を意図したものである。⁽¹⁰⁸⁾ 各種の計画手続との関連では、鉄道路線の小規模な工事について一般鉄道法上の認可を受ける義務を免除し、より迅速な実施を図るものとされた。具体的には、二条及び四条が、鉄道路線の電化や信号機の改修、及びプラットホームの延長などについて、環境影響評価の実施義務のないときは計画承認手続と認可義務から除外することを定めている。技術的な審査は引き続き実施が必要とされるが、承認手続の緩和により、事業主体の負担が軽減される。ただし、審議の当初、原案に対して「この対策で実際にどの程度の大幅な短縮・加速効果が期待できるのか」認識できないという批判が、国家規格管理協議会 (Nationalen Normenkontrollrat) から示された点⁽¹⁰⁹⁾には留意が必要である。

具体的な緩和効果は今後明らかとなるが、立法過程においては、二〇二二年一月に連邦首相府 (Bundeskanzleramt) が取りまとめた「インフラプロジェクトの計画法と建設法領域における履行コスト」⁽¹¹⁰⁾に基づいた試算が参照されている。投資迅速化法の対象である小規模な鉄道工事に参照するため同程度のローカルバイパスについて見ると、原案資

料の作成に二八四日の処理期間が見込まれている。もしも期間の三分の一が計画承認義務の免除によって短縮されるならば、標準で九五日間短くなる。連邦政府の賃金コストを一時間当たり六五・四〇ユーロとすると、一つの手続につき四万九七〇四ユーロに相当する。鉄道工事は一年間でおよそ一〇〇〇〇件の計画承認手続が想定されるが、仮にこれらの五パーセントが新たな規律の対象となった場合、年間二四八万五二〇〇ユーロの節約となる。この意味で、経済的なコストの軽減が期待できるとされている。¹¹¹

2 市民参加に関する議論の深化

ドイツにおけるインフラプロジェクトの実施の迅速化に関する議論は、一九七〇年代後半に遡る。¹¹² ハンス・ユルゲン・パピエ (Hans-Jürgen Papier)¹¹³ は、一九七八年、産業と交通の大規模プロジェクトの承認に関する講演において、「時間の問題」と「公法上の機関と意思決定構造の機能不全」が存在すると述べている。¹¹⁴ また、一九八三年の連邦参議会 (Bundesrat) の行政裁判所と財政裁判所における裁判所の負担軽減に関する法律、及び行政裁判所法の改正法案の審議では、エネルギー供給、交通及び廃棄物処理の分野における技術的な大規模プロジェクトに関する行政裁判所の紛争については、手続をより速く進めていくための規律の追加が必要であると主張された。¹¹⁵ さらに、一九八〇年代末には国内の経済界からの圧力が強まり、計画実施の停滞による投資の低迷と競争上の不利益が指摘されるに至った。¹¹⁶ こうした流れとドイツ再統一を受けて、一九八〇年代以降、連邦レベルで「迅速化 (Beschleunigung)」という用語がタイトルに含まれる関連法が六件制定された。¹¹⁷ 投資迅速化法は、七番目の法律となる。けれども、計画手続の効率化を重視する立場からは、数十年も迅速化を推し進めてきたのにまだ十分な速度に至っていないのはなぜか、或いは、誰かが同時にブレーキを踏んで加速を打ち消しているのではないかといった指摘もある。¹¹⁹

しかし、計画手続の理論的位置づけや存在意義から制度を捉え、安易なスピードアップに否定的な見解が目立ってきている。例えば、公共的な審査の精度が低下することは避けるべきであり、異なる利害の間に適切なバランスを見出すことが重要であると指摘されている¹²⁰。そして、対立を無くすことはできないとしても可能な限り早い段階での意思決定への市民参加と透明性の確保が重要である¹²¹。さらには、議論の多い大規模プロジェクトについてスイス方式を参考に住民投票を行う方法も提案されている¹²²。地元の反発が全て解消されるわけではないとしても、住民投票により政治的正当性が強化されることがその理由である。しかし、コストや時間的制約を考えると、実施は慎重に行うのが適切であろう。

計画手続における行政法上の討議期日は、現在もなお議論の対象となっている。その要因の一つに、理論的な基礎と実際的な実施状況の間かなりの矛盾が挙げられている¹²³。そのため、行政当局だけでなく利害関係人の側も、討議期日に対して不満を持っている。討議期日の現況は情報提供や受容といった機能を果たしていないのではないかと、という問題点が浮き彫りになっている¹²⁴。そこでは、市民参加の変化と制度上の手続スピードアップが大きく作用している。計画手続の複雑なシステムの中で、立法者が必ずしも統一的なバランスを取らず絶えず変容していることも問題とされている¹²⁶。

ただし、直近の連立交渉である二〇二二年一二月の第二〇期立法期の連立協定では計画承認手続の迅速化で合意が形成されており¹²⁷、今後の方針は確定的と言える。この連立協定では、手続期間の半減が目標とされている。そして、法的安定性 (Rechtssicherheit) と相互信頼 (gegenseitiges Vertrauen) に基づく計画文化 (Planungskultur) のドイツでの実現を、連立政権は目指している。また、連立協定書は、計画保証法におけるデジタル化の可能性を切れ目なく継続

し、市民参加を発展させていくことも強調している。

3 市民参加の機能の再構成

このように、計画手続の転換点に直面している中で、討議期日と市民参加の機能を再点検する議論も生まれている。従来から、建設計画 (Bauplanung) の領域における公衆参加の機能を分類した考察が展開されていたが、¹²⁶⁾ 計画承認手続全体に広がりを持つ検証である。代表的な分類は、以下の五項目から構成されている。すなわち、情報機能 (Informationsfunktion) 、受容 (Akzeptanz) 、民主主義と正当化機能 (Demokratie- und Legitimationsfunktion) 、早期の法的保護 (Vorgezogener Rechtsschutz) 及びバランス調整機能ないし満足化機能 (Ausgleichs- bzw. Befriedungsfunktion) である。¹²⁹⁾

情報機能は、特に連邦行政裁判所が重要視する機能である。「対立する立場について深く議論し、計画承認機関の情報と意思決定の基盤を拡大する」ことが、討議期日で議論を重ねる目的とされている。¹³⁰⁾ 計画に対する異議申立てと意見交換が、情報によって生成される共通の認識基盤を必然的に前提としていることが背景となっている。¹³¹⁾ ここでは特に、行政が健全に意思決定を行うための根拠を得るために、利害に関連する事項を収集することが求められる。¹³²⁾ もつとも、計画が複雑化してくると専門家のサポート無しに市民が理解できないことも多く、情報量との関連で公告から討議期日までの準備期間が短いことにも留意が必要である。¹³³⁾ そのため、期日前の充実した情報提供が、討議期日を冗長にしないために重要となる。また、何百人もの参加者がいる規模の大きな討議期日では、その場で正確に懸念を表明することは困難である。したがって、手続の進展に応じた情報提供が求められる。

受容機能は、本稿でも複数の箇所指摘した要素であり市民参加の枠組みで中心的な機能として挙げられることが

多いが、法的には依然としてあいまいな機能とされている¹³⁴。その定義にも論者によって相違が認められる¹³⁵。共通項としては、国民が手続に参加することで心構え (Bereitschaft) が整い抵抗が無くなったことが、法的に受容としてみなすことが可能とされている¹³⁷。ただ、実際の手続の進み方に照らし合わせると、討議期日は基本的に最終局面で実施される¹³⁸。この時点で、計画自体を実施するか否かは問題でなくなっているため、一般市民は対等な立場で対話をすることができない。これは、参加への意欲が手続の終盤で芽生えてくるという参加のパラドックス (Beteiligungsparadoxon) の好例である¹³⁹。他方で、たとえば一般市民が関係機関を通じて計画の立案に影響を及ぼすことが可能だとしても、計画承認は複雑な手続であり法律と専門的知見に精通していない者が的確に内容を把握することは難しい。専門家の助言なしには実質的な議論ができず、対話という形式が計画に対して「立ち向かわなければならぬ (in Stellung)」という対立的な状況に変質してしまう問題がある¹⁴⁰。利害関係を持つ者たちが相互に議論を行う可能性を担保する上で、口頭の議論は書面による異議申立てよりも効果的ではあるが、受容の生成に過度な依存や期待をし過ぎることは避けるべきと言えよう¹⁴¹。

民主主義と正当化機能に関しては、特に大規模なインフラプロジェクトの場合、代表制民主主義の推進に不可欠な国家と国民の間のフィードバック (Rückkopplung) を向上させることで、正当性の強化につながる¹⁴²。計画によって影響を受ける人々が広く参加することで紛争が回避され、正当性の要因が促進すると考えられている¹⁴³。もつとも、討議期日は必ずしも熟慮的な対話を目指すものではなく、影響を受ける人々が懸念事項を示して意思決定を形成させていくという利害調整を主たる目的としている¹⁴⁴。したがって、共同決定の作用は限定的で対話の民主的効果と正当性の促進機能は大きくないとの指摘もある¹⁴⁵。

早期の法的保護機能には、法の支配という憲法上の基本原理が関わりとされる。法的手続に参加する機会を確保することで基本的権利が実体的に保護されるからである¹⁴⁶。ただし、参加機会の確保という点から考えると、必ずしも物理的な期日への出席を要求するものではない。意見の提出によっても機能を果たし得ることから考えると、討議期日が排他的な機能を持つていとまでは言えない¹⁴⁷。討議期日の放棄が許容されるのは、このような背景からである。

最後に、バランス調整機能は、満足化機能とも呼ばれるが受容機能との境界は必ずしも明瞭ではなく、機能の中心もあいまいとされている¹⁴⁸。ただし、計画プロセスの初期段階から関与している事業主体と計画によって影響を受ける人々の利害のバランスを確保するという意味で、討議期日の要素として位置づけることができる¹⁴⁹。これは、手続の公正性確保の原則に由来し、審理の基盤を支える理念である¹⁵⁰。武器対等の原則を遵守するために、異なる利害関係を持つ者は互いに対等な地位で向き合うべきである¹⁵¹。受容機能との重なりは、このように対等な対話を前提とする側面から生じている¹⁵²。利害のバランスを確保する上で必要なのは、計画を実施する当局が公的利益と私的利益を公平に比較検討することである。そのためには、計画に関する多様な意見を聴き取ることが必要である¹⁵³。そして、結局のところ計画によって影響を受ける人々の間で、行政の中立性が欠落していると主観的な疑念を抱くことを防止することでバランス調整を実現できる。この場合、調整機能は行政の透明性と統制に変容する¹⁵⁴。

このような体系的な機能に沿った解析を通じて、討議期日が行政と国民の新たな関係性に対応しきれずに機能不全に陥る懸念を示す見解もある¹⁵⁵。たしかに、情報収集や法的保護に関する一定の効果は認められ、調整機能もある。しかし、こうした機能は討議期日以外の手段でも確保が可能である。市民参加に関する理解の変化により、従来の機能や期待を果たせなくなってきた。プロジェクトに関係する各方面にフラストレーションを与えないためには、早

い段階で審議事項の意味を設定するとともに、計画手続の経過に応じて提示していく必要がある。こうした状況を踏まえて、計画手続に立法府が関わることは有効な選択肢であると、この見解の論者は結論づけている。

4 まとめと展望

以上のように、新型コロナウイルス感染症への対策と重なり合うかたちで、ドイツでは計画手続と市民参加について多様な制度改定と議論の深化が見られる。この過程で顕在化した市民参加の機能に関する議論や参加方法の機能不全の問題は、我が国の行政計画と市民参加の議論にも共通すると言えよう。また、ドイツ連邦議会の内務委員会が、将来にわたってできる限りバリアフリーな行政と電子通信の恒久的な国民に優しいデジタル化を実現するために、計画保証法の活用を評価するよう連邦政府に指示していること¹⁵⁶から分かるように、この議論は行政のデジタル化推進とも深く関係している。

日本における市民参加の分析は引き続き重ねていく必要があるが、最近の注目すべき動きとしては「Decidim（デシディム）」の導入が挙げられる。これは、オープンソース参加型のプラットフォーム¹⁵⁷であり、二〇一六年にスペインのバルセロナで利用が始まった。予算編成や計画立案に市民の意見を反映させるツールとして活用が見込まれており、海外では、ヘルシンキ市やミラノ市などで活用されている。我が国では、二〇二〇年一〇月の加古川市（兵庫県）を皮切りに、これまでに兵庫県、与謝野町（京都府）、釜石市（岩手県）、小諸市（長野県）、西会津町（福島県）及び真鶴町（神奈川県）で利用実績がある。ただし、二〇二二年八月時点で、加古川市のプラットフォームへの参加者が八四三名にとどまるなど広がりにはあまり見られていない。現在、加古川市では二〇二二年一月三〇日までの期間で、スマートシティ構想に関する市民からのアイデアをDecidim経由で募集している。どのようなかたちで各自治体

が今後運用をしていくかが注目される。

「市民の意見を尊重する」という理念の重要性は、政策立案と運営に携わる人々の共通認識であろう。その一方で、ここまで見てきたドイツの議論から明らかになった市民参加や公聴会の機能の不十分性は、我が国においても従来から指摘されてきた¹⁵⁶。参加の機能と役割を体系的に整序して議論を明瞭化することは、市民と行政の実効性のある協働を実現する上で不可欠である。適切なタイミングで情報提供を実施し、問題意識の基盤を整理した上で、相互の意見を交換をスムーズに行い、判断プロセスを透明化することによって、反対意見や異論のある人々も含めた受容の状態を生み出し得るのではないか。また、行政活動に対する信頼性の確保と向上にも繋がるのではないか。これらの仮説の検証は今後を期しているが、行政のデジタル化の急速な進行に合わせるかたちで理論的枠組みを整えていくことが必要であろう。

- (1) 我が国における法令上の名称である「新型コロナウイルス感染症」は、パンデミック宣言に先立って、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第一号）によって定められた（令和二年一月二八日公布、同年二月一日施行）。なお、WHOによる名称に関する公式のアナウンスは、令和二年二月一日である（<https://web.archive.org/web/20200229165426/https://www.who.int/dg/speeches/detail/who-director-general-s-remarks-at-the-media-briefing-on-2019-ncov-on-11-february-2020>〔令和四年八月一〇日閲覧〕）。
- (2) 日本における法制上の一連の対応については、土井翼「日本におけるCOVID-19対策と感染症法制」行政法研究四三号（二〇二三年）六三三頁を参照。
- (3) 拙稿「行政計画の策定手続に関する考察―ドイツにおける計画策定手続の展開を踏まえて―」日本法学八六巻一号

(二〇二〇年) 一頁以下。

- (4) ドイツにおける立法対応を多角的に検証したものととして、横田明美『コロナ危機と立法・行政―ドイツ感染症予防法の多段改正から』(弘文堂、二〇二二年)がある。
- (5) 六戸常寿「新型コロナウイルス感染症と立憲主義」法律時報九三巻二号(二〇二二年)一五三頁。
- (6) Vom 29. 11. 2018 (BGBl. I 2018, S.2237).
- (7) 拙稿・前掲注(3)三頁から一七頁。また、欧州連合の制度設計による影響については、Boas Kümpfer, Einwirkungen des Unionsrechts auf das deutsche Planungs- und Zulassungsrecht, DVBl 2019, S.1605を参照。
- (8) Mitarbeiter Maximilian Roth, Planungs- und Genehmigungsbeschleunigung, ZRP 2022, S.82.
- (9) 概要(1)177頁、拙稿・前掲注(3)一五頁から一七頁。Entwurf eines Gesetzes zur Beschleunigung von Planungs- und Genehmigungsverfahren im Verkehrsbereich, Bundesrat Drucksache 389/18.
- (10) 一連の計画承認手続に対する弁護士の見点からの分析として、Markus Deutsch, Rechtsprobleme der Planfeststellung aus anwaltlicher Sicht, DVBl 2019, S.1437がある。また、二〇一九年までの計画手続の迅速化については、Ryan Kelly und Kristina Schmidt, Energieleitungsausbaue auf der infrastrukturellen Überholspur, AöR 144 (2019), S.577 ff. を参照。
- (11) Bundesfernstraßengesetz (FStrG) vom 6. 8. 1953, BGBl. I S.903.
- (12) Allgemeinen Eisenbahngesetz (AEG) vom 27. 12. 1993, BGBl. I S. 2378, 2396; 1994 I S. 2439.
- (13) Bundeswasserstraßengesetz (WaStrG) vom 2. 4. 1968, BGBl. II S.173.
- (14) Kristina Schmidt und Ryan Kelly, (R) Evolution des Infrastrukturrechts in der Verkehrswege- und Energieleitungsplanung - planungsrechtliche Beschleunigung vs. verfassungsrechtliche Entschleunigung (Teil 1), VerwArch 2021, S.97 (119).
- (15) 連邦水路法一四條二項。
- (16) Mitarbeiter Maximilian Roth, a. a. O. (Fn. 8), S.82. 連邦遠距離道路法一七條二項、一般鉄道法一八條二項。
- (17) Clemens Antweiler, Planungsbeschleunigung für Verkehrsinfrastruktur – Rückabwicklung der Lehren aus „Stuttgart 21“,

計画手続の迅速化と市民参加の機能に関する考察 (長谷川)

- NVwZ 2019, S.29 (32).
- (81) Benjamin Pfannkuch und Mirko Schönfeldt, Die Realisierung von Infrastrukturvorhaben im Blickwinkel des Planungs- und Vergaberechts Erwägungen zur Modifizierung des rechtlichen Rahmens, NVwZ 2020, S.1557 (1558).
- (91) BVerwG, Urt. v. 09.07.2008 - 9 A 14.07 - BVerwGE 131, 274 = DVBl 2009, S.259 - A 30 Nordumfahrung Bad Oeynhaus.
- (20) Bernhard Stürer, Gesetz zur Beschleunigung von Planungs- und Genehmigungsverfahren im Verkehrsbereich 2018, DVBl 2019, S.351 (352).
- (21) Benjamin Pfannkuch und Mirko Schönfeldt, a. a. O. (Fn. 18), S.1558.
- (22) Jens Wahlhäuser, Das Gesetz zur Beschleunigung von Investitionen (Investitionsbeschleunigungsgesetz) als weiterer Beitrag zur Förderung von Beschleunigungspotentialen in den Bereichen Infrastrukturausbau, Justiz und Raumordnung, UPR 2021, S.41.
- (23) Entwurf eines Gesetzes zur weiteren Beschleunigung von Planungs- und Genehmigungsverfahren im Verkehrsbereich, Bundesrat Drucksache 582/19.
- (24) 一九九〇年代から約三〇年ごわたる計画承認手続の加速化について Jan Ziekow, Verfahrensrechtliche Regelung der Vorbereitung von Maßnahmengesetzen im Verkehrsbereich, NVwZ 2020, S.677 f. を参照。
- (25) Vom 3. 3. 2020 (BGBl. I 2020 S.433).
- (26) Vom 22. 3. 2020 (BGBl. I 2020 S.640).
- (27) Bernhard Stürer, Planungsbeschleunigungsgesetze 2020 und Maßnahmengesetzvorbereitungsgesetz, DVBl 2020, S.617 (618).
- (28) 三条。なお、ベルリンおよび自由ハンザ都市 (Freie und Hansestadt) ハンブルクにおいては、連邦が維持負担義務を負わない公道は全て市道とされ、連邦政府、連邦鉄道および市がそれぞれ費用の三分の一ずつを負担する。
- (29) Bernhard Stürer, a. a. O. (Fn. 27), S.619.

- (30) 一条。
- (31) Bernhard Stüer, a. a. O. (Fn. 27), S.618; BT-Drs. 19/15626, S.10.
- (32) Peter Schütte und Martin Winkler, Aktuelle Entwicklungen im Bundesumweltrecht, Berichtszeitraum: 17.1.2020 bis 2.3.2020, ZUR 2020, S.317.
- (33) 二〇二〇年三月二二日の制定当初は、同法二条に基づいて、ミュンヘンからシュールドルフを経由してフライラッシングまでの鉄道路線の拡充(同条一項一号)など一三のプロジェクトを対象にしていたが、同年八月に、ベルリンからコットブスとヴァイスヴァッサーを経てゲルリッツまでの鉄道路線の拡充と電化(同法二a条一項一号)など一六のプロジェクトが対象に加わった(BGBI. I 2020, S.1795)。
- (34) Peter Schütte und Martin Winkler, a. a. O. (Fn. 32), S.317.
- (35) BT-Drs. 19/15619, S.11; Jan Ziekow, a. a. O. (Fn. 24), S.678.
- (36) BT-Drs. 19/15619, S.22.
- (37) Peter Schütte und Martin Winkler, a. a. O. (Fn. 32), S.318.
- (38) Franz-Rudolf Herber, Braucht Deutschland wirklich weitere Planungsbeschleunigungsgesetzgebung?, NZV 2021, S.243 (248).
- (39) Jan Ziekow, a. a. O. (Fn. 24), S.679 und 685.
- (40) Bernhard Stüer, a. a. O. (Fn. 27), S.620. また、憲法上の懸念に関する指摘として、Bernhard W. Wegener, Verkehrsinfrastrukturgenehmigungen durch Gesetz und ohne fachgerichtlichen Rechtsschutz?, ZUR 2020, S.195 (203 f) を参照。
- (41) Alexander Behnen, Maßnahmengesetze: Mittel zur Beschleunigung von Infrastrukturvorhaben?, NVwZ 2021, 843 (846).
- (42) Bundesrat Drucksache 579/1/19 als Ausschussempfehlung, S.3 f.
- (43) Franz-Rudolf Herber, a. a. O. (Fn. 38), S.252.
- (44) ドイツでは、法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)だけでなく、行政官(Verwaltungsbeamte)、大学教員(Hochschullehrer)

- 及び国会・大学・教会の行政担当者 (Parlamentsverwaltung; Universitätsverwaltung; Kirchverwaltung) の職に就く場合も同一の法曹資格を取得しなければならないことから、これらの広範囲の職種を合わせて「法曹」(Jurist) と呼ぶのが一般的である (甲斐素直「ドイツにおける法曹養成制度改革について―制度の概要―」法学紀要四九卷 (二〇〇八年) 七頁以下、藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」法曹養成対策室報五号 (二〇一一年) 九頁)。
- (45) ドイツ裁判官連盟 (Deutscher Richterbund) の試算によれば、Pensionierungswelle rollt auf Justiz zu – Tausende Stellen fehlen, <https://www.dr.b.de/positionen/themen-des-richterbundes/belastung>. (令和四年八月一〇日閲覧)
- (46) Alexander Behnken, a. a. O. (Fn. 41), S.847.
- (47) BT-Drs. 19/15619, S.11.
- (48) Franz-Rudolf Herber, a. a. O. (Fn. 38), S.243.
- (49) ドイツ連邦政府公式ウェブサイト参照。 <https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/leitlinien-bund-laender-1731000> (令和四年八月一〇日閲覧)
- (50) ドイツ連邦政府公式ウェブサイト参照。 <https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/besprechung-von-bundeskanzlerin-merkel-mit-den-regierungschefinnen-und-regierungschefs-der-laender-zum-coronavirus-1733266> (令和四年八月一〇日閲覧)
- (51) Referent Malte Arndt, Baudirektor Maximilian Fischer und Oberregierungsbaurat Benjamin Heyn, Bauleitplanverfahren nach dem Planungssicherstellungsgesetz (PlanSiG), NVwZ 2020, S.910.
- (52) Interview mit dem Soziologen Hartmut Rosa über Covid-19, Der Tagesspiegel, 24.3.2020. <https://www.tagesspiegel.de/politik/soziologe-hartmut-rosa-ueber-covid-19-das-virus-ist-der-radikalste-entschleuniger-unserer-zeit/25672128.html> (令和四年八月一〇日閲覧)
- (53) Angela Schwerdtfeger, Umwelrechtsschutz in Zeiten der Pandemie zwischen Entschleunigung und Beschleunigung, ZUR 2021, S.451.

- (54) この問題を早い時期に指摘していただくためのとして、Eike Albrecht und André Zschiegner, Beteiligung der Öffentlichkeit am immissionsschutzrechtlichen Genehmigungsverfahren im Pandemiefall, NVwZ 2020, S.671から680。
- (55) Gesetz zum Schutz vor schädlichen Umwelteinwirkungen durch Luftverunreinigungen, Geräusche, Erschütterungen und ähnliche Vorgänge vom 15.3.1974, BGBl. I S. 721.
- (56) Eike Albrecht und André Zschiegner, a. a. O. (Fn. 54), S.677.
- (57) VGH Bayern, 26.3.2014 - 22 CS 14.471, LSK 2014, S.340, UPR 2014, S.315.
- (58) VGH Mannheim, 7.3.2019, NVwZ-RR 2019, S.713 (715).
- (59) Eike Albrecht und André Zschiegner, a. a. O. (Fn. 54), S.675.
- (60) Vom 20. 5. 2020 (BGBl. I S. 1041). この法律は、当初二〇二一年三月三十一日までの限時法であったが（制定時の七条二項）、連邦政府は、二〇二一年一月二〇日、同法の効力を二〇二二年一月三十一日まで延長することを決定し、同月二六日、連邦議会がこれを承認した（BT-Drs. 19/26174, S.1）。現在は、一条から五条までの効力が二〇二二年一月三十一日までとされ、それ以外の効力は二〇二七年九月三〇日をもって終了するとされている（現行の七条二項）。計画保証法の期限延長に関しては、泉真樹子【ドイツ】全国規模流行状況の継続、第3次コロナ税制支援法、社会保護パッケージⅢ、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則」外国の立法二八七巻二号（二〇二一年）四頁も参照。
- (61) Adolf Rebler, Das Planungssicherstellungsgesetz (PlanSiG) - Neue Möglichkeiten zur Öffentlichkeitsbeteiligung in Zeiten der Corona-Pandemie, ZUR 2020, S.478.
- (62) Alfred Scheidler, Corona bedingte Modifizierungen verfahrensrechtlicher BauGB-Vorschriften durch das Planungssicherstellungsgesetz, ZfBR 2020, S.516 (517).
- (63) BeckOK BauGB / Schink, 49. Ed., 1.5.2020, BauGB § 3 Rn. 145 ff.
- (64) BT-Drs. 19/18965.
- (65) Peter Wysk, Planungssicherstellung in der COVID-19-Pandemie, NVwZ 2020, S.905.

- (96) BT-Drs. 19/18965, S.2.
- (97) BT-Drs. 19/18965, S.2.
- (98) Adolf Rebler, a. a. O. (Fn. 61), S.479.
- (99) これらの規定は、当局又は当該行政機関のウェブサイトで告示の内容にアクセスできる状態に置くこともなく、慣習的又は公的な告示において当該ウェブサイトを示すことを義務づけている。
- (100) Michael Krautzberger und Bernhard Stüer, Planungssicherstellungsgesetz 2020: Öffentlichkeitsbeteiligung in Krisenzeiten, DVBl 2020, S.910 (911).
- (101) Michael Krautzberger und Bernhard Stüer, a. a. O. (Fn. 70), S.911.
- (102) Reinhard Ruge, Das Planungssicherstellungsgesetz (PlanSiG) – Digitalisierung der Öffentlichkeitsbeteiligung von Planungsverfahren in der COVID-19-Pandemie, ZUR 2020, S.481 (485).
- (103) Reinhard Ruge, a. a. O. (Fn. 72), S.486.
- (104) BT-Drs. 19/18965, S.14.
- (105) BT-Drs. 19/18965, S.14.
- (106) Referent Malte Arndt, a. a. O. (Fn. 51), S.914; Adolf Rebler, a. a. O. (Fn. 61), S.479.
- (107) Adolf Rebler, a. a. O. (Fn. 61), S.480.
- (108) Adolf Rebler, a. a. O. (Fn. 61), S.480.
- (109) Adolf Rebler, a. a. O. (Fn. 61), S.480 f.
- (110) Michael Krautzberger und Bernhard Stüer, a. a. O. (Fn. 71), S.913.
- (111) BT, Plenarprotokoll, 160. Sitzung, 14.5.2020, S.19977.
- (112) Reinhard Ruge, a. a. O. (Fn. 73), S.486.
- (113) BeckOK VwVfG/Kämpfer, 48. Ed., 1.7.2020, VwVfG § 73 Rn. 64, und 74. Für den Zweck der Öffentlichkeitsbeteiligung als

Vermittlung einer demokratischen Legitimation von Verwaltungsentscheidungen: Volker M. Haug und Kai Schadtle, Der Eigenwert der Öffentlichkeitsbeteiligung im Planungsrecht, NVwZ 2014, S.271 (272) ; Matthias Knauff, Öffentlichkeitsbeteiligung im Verwaltungsverfahren, DÖV 2012, S.1 (2).

(84) Patrick Thomas und Johannes M. Jäger, #Neuland: Sicherstellung der förmlichen Öffentlichkeitsbeteiligung in Zeiten der COVID-19-Pandemie, NZBau 2020, S.623.

(85) Patrick Thomas und Johannes M. Jäger, a. a. O. (Fn. 84), S.627.

(98) Sebastian Lißek, Das Netzwirtschaftsrecht in Zeiten der Pandemie, NundR 2020, S.166 (171 f.).

(87) Patrick Thomas und Johannes M. Jäger, a. a. O. (Fn. 84), S.627.

(88) Ortwin Renn, Wolfgang Köck, Pia-Johanna Schweizer, Jana Bovet, Christina Benighaus, Oliver Scheel und Regina Schröter, Öffentlichkeitsbeteiligung bei Vorhaben der Energiewende, ZUR 2014, S.281 (287).

(68) Patrick Thomas und Johannes M. Jäger, a. a. O. (Fn. 84), S.628. また、この論者は、社会の実情として、在宅勤務をしている人々の多くが、互換性の問題やインターネット接続の不備、或いはそれらに伴う映像と音声の乱れなどビデオ会議がいかに複雑であるかを知っているべきを指摘している。

(65) Bernd Dammert und Götz Brückner, Die Onlinekonsultation nach dem Planungssicherstellungsgesetz und ihre praktische Umsetzung, DVBl 2021, S.91.

(16) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.93.

(26) BT-Drs. 19/18965, S.14.

(63) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.94.

(64) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.94.

(65) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.94.

(66) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.95.

- (97) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.95.
- (98) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.95.
- (99) 連邦交通・インフラ省公式ウェブサイトを参照。 <https://www.bmvi.de/SharedDocs/DE/Publikationen/DG/breiband-verfuegbarkeit-ende-2019.htm> (令和四年八月一〇日閲覧)
- (100) Bernd Dammert und Götz Brückner, a. a. O. (Fn. 90), S.96.
- (101) Angela Schwerdtfeger, a. a. O. (Fn. 53), S.454. また、この論者は、同論文で計画保証法の審議期間が短いことから、議会の責任の引き受けの弱さを指摘しており、この点については同法が時限法であるにもかかわらず払拭できていると評している。
- (102) Boas Kümper, Planung, Zulassung und Verwirklichung von Infrastrukturvorhaben, Bericht über das Symposium des Zentralinstituts für Raumplanung an der Universität Münster am 5.11.2020, NVwZ 2021, 460.
- (103) Boas Kümper, a. a. O. (Fn. 102), S.461 f.
- (104) Bernhard Stüer, 23. Planungsrechtstag und Luftverkehrsrechtstag 2021, DVBl 2021, S.647 (648).
- (105) Bernhard Stüer, a. a. O. (Fn. 104), S.648.
- (106) 二〇一九年から二〇二〇年に掛ける公共交通分野に関する制度改定について、Dr. Clemens Antweiler, Mag. rer. publ. und Rechtsanwältin Dr. Pascale Liebschwager, Die Entwicklung des öffentlichen Verkehrsrechts in den Jahren 2019/2020, NVwZ 2021, 849(概観がみじかくなっています)。
- (107) Vom 3. 12. 2020 (BGBl. I 2020, S.2694).
- (108) BT-Drs. 19/22139.
- (109) Berlin-Report, Investitionsbeschleunigungsgesetz vorgelegt, DAR 2020, S.599.
- (110) Erfüllungsaufwand im Bereich | Planungs- und Baurecht von Infrastrukturvorhaben, Projektreihe Bestimmung des bürokratischen Aufwands und Ansätze zur Entlastung, 1. November 2012.
- (11) BT-Drs. 19/22139, S.13 f.

- (112) Thomas Groß, Beschleunigungsgesetzgebung – Rückblick und Ausblick, ZUR 2021, S.75.
- (113) この論稿の出版当時、彼はブーレンフェルト大学 (Universität Bielefeld) に在職しており、その後二〇〇二年から二〇一〇年まで連邦憲法裁判所長官を務めた。
- (114) Hans-Jürgen Papier, „Die Stellung der Verwaltungsgerichtsbarkeit im demokratischen Rechtsstaat“, 1979, S.10.
- (115) BT-Drs. 10/171, S.1 und 7.
- (116) Paul Rombach, „Der Faktor Zeit in umweltrechtlichen Genehmigungsverfahren“, 1994, S.27 f.
- (117) Gesetz zur Beschleunigung verwaltungsgerichtlicher und finanzgerichtlicher Verfahren vom 17.7.1985 (BGBl. I 1985 S.1274); Gesetz zur Beschleunigung der Planung für Verkehrswege in den neuen Ländern sowie im Land Berlin (VerkPBG) vom 16.12.1991 (BGBl. I 1991 S.2174); Gesetz zur Beschleunigung von Genehmigungsverfahren (GenBeschlG) vom 12.9.1996 (BGBl. I 1996 S.1354); Gesetz zur Beschleunigung und Vereinfachung immissionsschutzrechtlicher Genehmigungsverfahren vom 9.10.1996 (BGBl. I 1996 S.1498); Gesetz zur Beschleunigung von Planungsverfahren für Infrastrukturvorhaben (InfPBG) vom 9.12.2006 (BGBl. I 2006 S.2833); Gesetz zur weiteren Beschleunigung von Planungs- und Genehmigungsverfahren im Verkehrsbereich vom 3.3.2020 (BGBl. I 2020 S.433).
- (118) Thomas Groß, a. a. O. (Fn. 112), S.75.
- (119) Thomas Groß, a. a. O. (Fn. 112), S.76.
- (120) Thomas Groß, a. a. O. (Fn. 112), S.78.
- (121) Birgit Peters, „Legitimation durch Öffentlichkeitsbeteiligung?“, 2020, S. 15 ff; Cristina Fraenkel-Haeblerle, Zur Multifunktionalität der Partizipation bei großen Infrastrukturvorhaben, DÖV 2016, S.548 ff.
- (122) Thomas Groß, a. a. O. (Fn. 112), S.79.
- (123) Marc Zeccola und Laura Augsten, Der verwaltungsrechtliche Erörterungstermin – vom Herzstück zum Hindernis zeitgemäßer Öffentlichkeitsbeteiligung?, DÖV 2022, S. 442.

- (124) Thomas Mann, Christoph Sennkamp und Michael Uechtritz (Hrsg.), „Verwaltungsverfahrensgesetz Großkommentar, 2. Aufl.“, 2019, § 73 Rn. 276.
- (125) Birgit Peters, a. a. O. (Fn. 121), S.57 ff.
- (126) Kristina Schmidt und Ryan Kelly, a. a. O. (Fn. 14), S.97 ff. und 235 ff.; Armin von Weschpfennig, „Renaissance der Legalplanung?“, AöR 145 (2020), S.438 (440).
- (127) Koalitionsvertrag 2021–2025 zwischen SPD, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN und FDP, Mehr Fortschritt wagen – Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit, 7, 12, 2021, S.10 ff.
- (128) Hans-Joachim Koch und Reinhard Handler, „Baurecht Raumordnungs- und Landesplanungsrecht, 6., aktualisierte und erweiterte Auflage“, 2015, S.319 ff.
- (129) Marc Zeecola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 123), S.447 ff.
- (130) BVerwGE 131, 316 = NVwZ 2009, S.109 (111).
- (131) Friedrich Schoch und Jens-Peter Schneider (Hrsg.), „Verwaltungsrecht VwVfG“, 2021, § 73 Rn. 30; Michael Fehling, Berthold Kastner und Rainer Störmer (Hrsg.), „Verwaltungsrecht Handkommentar, 5. Aufl.“, 2021, VwVfG, § 73 Rn. 113.
- (132) Jan Ziekow, „Neue Formen der Bürgerbeteiligung? Planung und Zulassung von Projekten in der parlamentarischen Demokratie“, 2012, S.16 f.; Klaus Obermayer und Michael Funke-Kaiser (Hrsg.), „VwVfG Kommentar zum Verwaltungsverfahrensgesetz, 6. Aufl.“, 2021, § 73 Rn. 138 ff.
- (133) Martin Dippel, Praxisfragen der Öffentlichkeitsbeteiligung im Genehmigungsverfahren nach dem Bundes-Immissionsschutzgesetz, NVwZ 2010, S.145 f.; Thomas Groß, a. a. O. (Fn. 112), S.80.
- (134) Birgit Peters, Die Bürgerbeteiligung nach dem Energiewirtschafts- und Netzausbaubeschleunigungsgesetz – Paradigmenwechsel für die Öffentlichkeitsbeteiligung im Verwaltungsverfahren?, DVBl 2015, S.808 ff.; Marc Zeecola, Die Akzeptanz im Verwaltungsverfahren – Ein Beitrag zur Aufwertung der Akzeptanz als Rechtmäßigkeitsvoraussetzung, DÖV

- 2019, S.100 ff.; Ivo Appel, Staat und Bürger in Umwelverwaltungungsverfahren, NVwZ 2012, S.1361 (1362).
- (135) Marc Zeccola und Laura Augsten, Der verwaltungsrechtliche Erörterungstermin – vom Herzstück zum Hindernis zeitgemäßer Öffentlichkeitsbeteiligung?, DÖV 2022, S. 442 (448).
- (136) Marc Zeccola, a. a. O. (Fn. 134), S.100 ff.; Friedrich Schoch und Jens-Peter Schneider (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 131), Einleitung, Rn. 150 ff.; Birgit Peters, a. a. O. (Fn. 134), S.808 ff.
- (137) Marc Zeccola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 135), S.449.
- (138) Kristina Schmidt und Ryan Kelly, a. a. O. (Fn. 14), S. 237.
- (139) Ulrich Arndt, Frühe Öffentlichkeitsbeteiligung durch den Bundestag?, ZRP 2018, S.177 (178).
- (140) Marc Zeccola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 135), S.450.
- (141) Marc Zeccola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 135), S.450.
- (142) André LipPERT, Die Bedeutung der Öffentlichkeitsbeteiligung bei großen Infrastrukturvorhaben, ZUR 2013, S.203 (206).
- (143) Cristina Fraenkel-Haeberle, a. a. O. (Fn. 121), S.551; Jan Ziekow, „Neue Formen der Bürgerbeteiligung? Planung und Zulassung von Projekten in der parlamentarischen Demokratie“, 2012, S.18.
- (144) Günter Gaentzsch, Der Erörterungstermin im Planfeststellungsverfahren – Instrument zur Sachverhaltsaufklärung oder Einladung zur Verfahrensverzögerung?, in: Klaus-Peter Dolde u.a. (Hrsg.), FS für Dieter Sellner zum 75. Geburtstag, 2010, S.219 (221) ; Rainer Bauer und Dirk Heckmann (Hrsg.), „Verwaltungsverfahrensgesetz und E-Government, 2. Aufl.“, 2014, § 73 Rn. 52.
- (145) Marc Zeccola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 135), S.451.
- (146) Elke Gurlitt, Neue Formen der Bürgerbeteiligung? – Planung und Zulassung von Projekten in der parlamentarischen Demokratie, JZ 2012, S.833 (834) ; Johann Bader und Michael Ronellenftsch (Hrsg.), BeckOK VwVfG, Stand: 54. Ed., § 73 Rn. 1; Olaf Reidt, Maßnahmengesetze für Infrastrukturvorhaben – Ein Modell für die Zukunft?, EurUP 2020, S.86 ff.; Jan

Ziekow, a. a. O. (Fn. 24), S.677 ff.

- (147) Marc Zeccola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 135), S.451.
- (148) Ivo Appel, a. a. O. (Fn. 134), S.1362; Michael Fehling, Berthold Kastner und Rainer Störmer (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 131), VwVfG, § 73 Rn. 113 f.
- (149) Ivo Appel, a. a. O. (Fn. 134), S.1362.
- (150) Johann Bader und Michael Ronellenfitsch (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 146), § 73 Rn. 1.
- (151) Jan Ziekow, Frühe Öffentlichkeitsbeteiligung – Der Beginn einer neuen Verwaltungskultur, NVwZ 2013, S.755 (758).
- (152) Marc Zeccola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 135), S.452.
- (153) Günter Gaentzsch, a. a. O. (Fn. 144), S.220 ff.; Klaus Obermayer und Michael Funke-Kaiser (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 132), 2021, § 73 Rn. 130; Rainer Bauer und Dirk Heckmann (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 144), § 73 Rn. 52.
- (154) Jan Ziekow, a. a. O. (Fn. 132), S.17 ; Ferdinand Kopp und Ulrich Ramsauer (Hrsg.), „Verwaltungsverfahrensgesetz VwVfG, 22. Aufl.“, 2021, § 73 Rn.114.
- (155) Marc Zeccola und Laura Augsten, a. a. O. (Fn. 135), S.452 f.
- (156) Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Inneres und Heimat, BT-Drs. 19/19214, S.6; Patrick Thomas und Johannes M. Jäger, a. a. O. (Fn. 84), S.623.
- (157) Decidim の公式ウェブサイトを <https://decidim.org/ja/> (令和四年八月一〇日閲覧)
- (158) 詳細は、拙稿・前掲注(3)及びその参考文献・脚注で示された分析も参照。